

# 平成28年度実践体制評価の概要

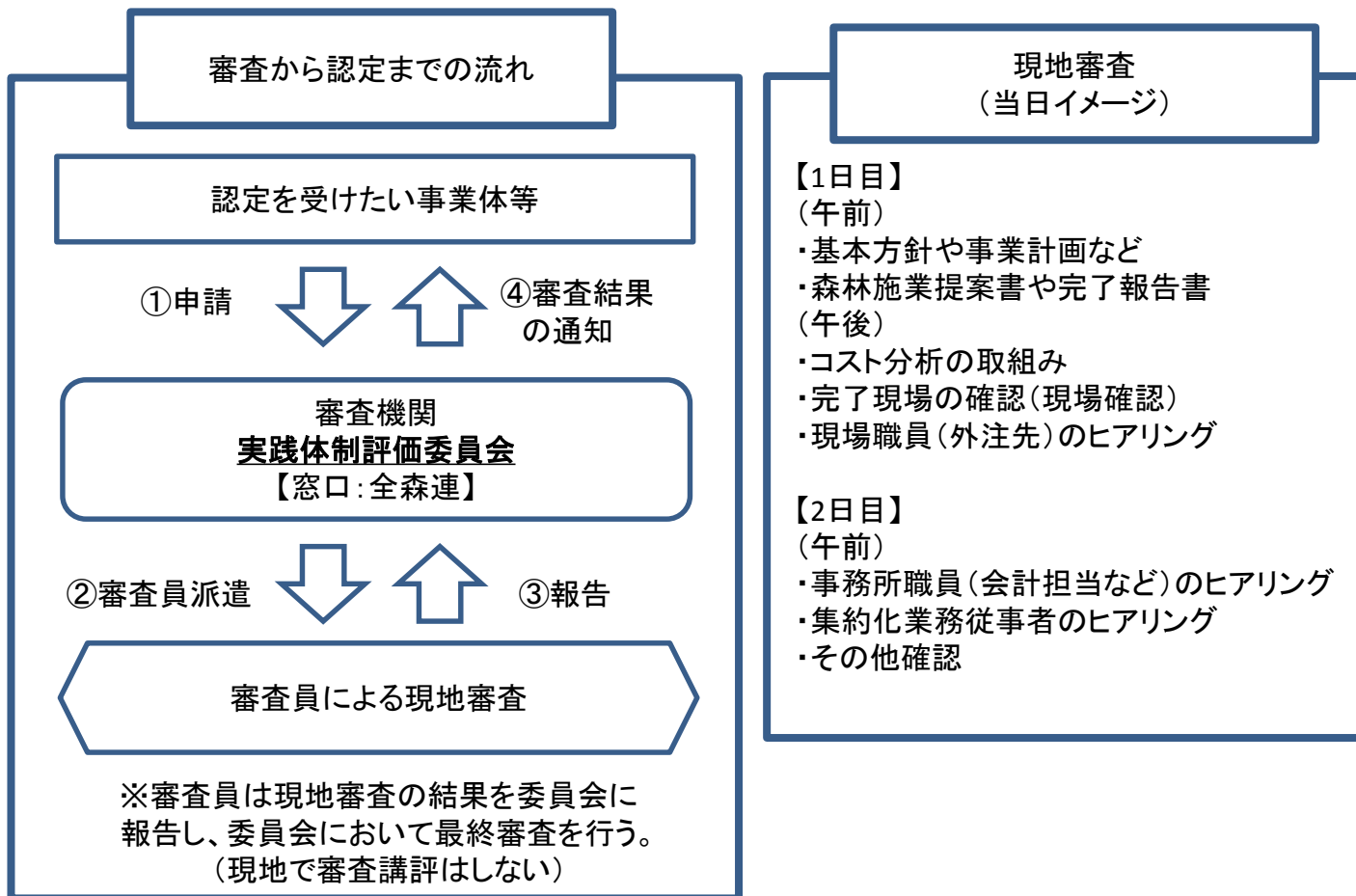
## 【実践体制評価とは】

森林組合等林業事業体(以下、「事業体」)内に提案型集約化施業に取り組むための基本的な能力・体制が構築されているか審査機関(実践体制評価委員会)が専門的かつ客観的な立場から評価するもの。

## 【期待される効果・メリット】

- ・審査を通じて、組織の取組内容を再認識し、課題や改善すべき事項を把握することで、提案型集約化施業の質の向上および森林所有者へのサービス向上につながる。
- ・認定事業体に所属し、かつ集約化実績を有する者は森林施業プランナーの認定を受けることができる。
- ・事業体等が体制評価認定を受けることにより「森林・林業再生基盤づくり交付金」の林業機械導入【素材生産型】に取り組む場合の交付率を最大1/2まで引き上げる条件の一つを満たすことができる(通常は1/3以内)。

【審査料】 現地審査費用の1/2(詳細は別途見積り)



## <審査の様子>

